

業 務 提 携 契 約 書

株式会社三友（以下「甲」という）と一般財団法人 雇用開発センター（以下「乙」という）とは、人材紹介事業に関し、以下の通り業務提携契約書（以下本契約という）を締結する。

第1章 総則

第1条（目的）

本契約は、甲乙双方の人材紹介事業の発展のため、甲及び乙が保有する求人案件及び人材情報の相手方への提供について各条項において定めることを目的とする。

第2条（法令遵守）

甲および乙は、「個人情報の保護に関する法律」等適正な個人情報の取扱いを定める各種法令の定め及び関係諸法令に従い、人材紹介および人材コンサルティング業務（以下本件業務という。）対象者（以下対象者という。）の個人情報を適切に取り扱うと共に、有料職業紹介事業を営む者として適切な配慮を尽くすものとする。

第3条（禁止行為）

甲および乙は、信義誠実の原則に基づき協力案件から知り得た情報をもとに下記の行為は行わない。

- （1）案件提供者は、紹介された求職者を独自の登録者としない。
- （2）人材提供者は、提供された案件を独自の案件とする営業行為を行わない。

第2章 情報提供

第4条（情報提供）

1. 甲または乙の相手方に対する求人案件及び人材情報の提供は、該当する当事者の承諾を得た情報の内、甲または乙が必要と判断するものに限るものとする。また、甲または乙が相手方に提供した情報について、何らかの保証を付するものではない。
2. 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供を受けたことにより成約し、紹介手数料を得た場合、第6条の規定によりその対価を相手方に支払うものとする。

第5条（報告）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた人材情報に基づきコンサルティングを行った場合、その経過及び結果を適宜相手方に報告する。

第6条（対価）

1. 甲及び乙は、本契約に基づき提供を受けた求人案件及び人材情報により案件が成約し、その紹介手数料を得た場合、以下の通り対価を配分する。
 - （1）甲及び乙の対価配分基準は、消費税を含め50：50を原則とする。
 - （2）該当成約案件に対する求人企業との契約書、採用通知書、入社承諾書、請求書（入金予定日記載）の写しを提出する。写しの提供が困難な場合はこれらの内容につき相手方に報告する。
 - （3）第1項の対価は、原則として成約先から入金後20銀行営業日以内に相手方の指定口座に現金振込みする。
 - （4）求人企業に紹介を行った人材が入社後短期間で退職した場合など求人企業に対して受領した紹介手数料の全部または一部を返還する必要がある場合は、当該求人企業との契約書に準拠して、そのつど甲乙誠意をもって協議の上、（1）の対価配分基準に依じて対価を返却するものとする。



特許出願書

2. 甲
た
そ
対

第7条 (守秘)

1. 甲
業
但
(1)

(2)
(3)

2. 甲
定
従

第8条 (個人)

個
個
た

第9条 (個人)

甲
を
そ

第10条 (個人)

1. 甲
い
2. 甲
使
3. 甲
無
定

第11条 (個人)

1. 甲
も
か
2. 甲
場

第12条 (安)

甲
契

第13条 (個人情報流出した場合の対応)

1. 甲及び乙は、相手方より提供を受けた個人情報が本目的を超えて流出した場合には、速やかに相手方に対して報告・連絡すると同時に、流出拡大を防止する措置を講じなければならない。この場合、甲及び乙は、協力して個人情報の散逸を阻止するための措置を講じるものとする。
2. 本条の定めは、第15条に定める本契約有効期間終了後も存続するものとする。

第4章 通則

第14条 (権利譲渡等の禁止)

甲及び乙は、相互の書面による事前の承諾を得ないで、本契約から生じる権利または義務を第三者に譲渡または継承してはならない。

第15条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約の締結日から1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による別段の意思表示がない場合には、さらに1年間契約を更新するものとし、以後同様とする。契約期間中に解約する場合は、1ヶ月前までに、文書にて先方に通知し解約することができるものとする。
2. 前項の定めに関わらず個人情報については、有効期間終了後も対象者に対する個人情報を対象者の了解を得ることなく第三者に提供・漏洩してはならない。

第16条 (損害賠償責任)

1. 甲または乙は、本契約または個別契約の履行に関し、個人情報流出以外の事由により相手方に重大な損害を与えた場合は、その賠償の責を負う。
2. 当該損害賠償額は、その個別契約の委託料を限度とし、甲及び乙が協議の上、決定する。
3. 甲及び乙は、自らの責に帰すべき事由により、相手方から提供をうけた対象者の個人情報が流出し相手方が損害を受けた場合は、その賠償の責を負う。
4. 甲及び乙、対象者の個人情報が流出し、甲または乙いずれかまたは両者が対象者より損害賠償を求められた場合はその原因を調査し、損害賠償を行うこととなった場合、その責の割合に応じて当該損害を賠償しなければならない。また、対象者より信用回復措置を求められた場合も同様とする。

第17条 (裁判管轄)

本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第18条 (協議)

本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙双方誠意をもって協議し、決定する。

以上の契約を証するため、本書正本2通を作成し、甲乙1通を保有する。

令和4年7月12日

甲 東京都品川区大井3丁目22番12号
株式会社 三友
代表取締役 永川 隆

乙 東京都千代田区永田町1丁目11番28号
合入社東京永田町ビル5階
一般財団法人 雇用開発センター
代表理事 中道 浩